

漁港管理業務仕様書

1. 事業目的

近年の海洋性レクリエーションの普及により、プレジャーボート等（以下「P B」という。）による水域の広域的利用が増加し、船舶の放置、漁船との錯綜が問題となっています。

佐賀県においても、県管理漁港の適正管理と利用者の利便性を図るため、P Bの漁港利用に関して条例を定め、その利用については許可制とし管理しています。

P B等対策事業に関して、民間団体の有するノウハウを生かし、適正な管理を遂行するため、その業務の一部をCSOへの委託により実施します。

2. 業務場所

次の5箇所のいずれか又は全部

- ・高串漁港（唐津市肥前町）
- ・呼子漁港（唐津市呼子町）
- ・名護屋漁港（唐津市鎮西町）
- ・唐房漁港（唐津市唐房）
- ・福所江漁港（佐賀市久保田町、小城市芦刈町）

3. 業務内容

（1）高串漁港、呼子漁港、名護屋漁港及び唐房漁港の業務

① P B利用許可等の管理業務

- ア P B放置等禁止区域及び係留許可区域を図示した漁港平面図を据え置き一般の縦覧に供する
- イ 使用申請書の様式を据え置き、P B係留希望者に配布
- ウ 管理日誌により記録し、四半期ごとに提出

② 佐賀県漁港管理条例施行規則第5条第1号及び第5号に規定する届並びに規則第6条に規定する届の受付

- ア 必要書類のチェック
- イ 台帳への記載
- ウ 申請書類を県へ送付

③ 漁港施設の保全及び利用に関する指導並びにこれらに関する通報

- ア 許可されたP Bがある漁港ではP B所有者への利用に関する指導
- イ 苦情の受付、県への連絡
- ウ 台風等の緊急時の対応

- エ・週1回の巡視
 - ・利用状況の確認
 - ・無許可P Bの発見、連絡、指導
 - ・被害等の発見、連絡、指導

④ その他 別途契約する契約書に記載される事項

(2) 福所江漁港の業務

- ① 漁港施設の保全及び利用に関する指導並びにこれらに関する通報
 - ア・週1回の巡回
 - ・利用状況の確認
 - ・無許可P Bの発見
 - ・被害等の発見、連絡、指導
 - イ 苦情の受付、県への連絡
 - ウ 管理日誌により記録し、四半期ごとに提出

② その他 別途契約する契約書に記載される事項

4. 契約期間

令和8年4月1日～翌年3月31日

5. 契約方法

提出された書類により、見積り参加資格要件を満たしているか審査します。
その後、資格を有する団体から別途見積りをご提出いただき、佐賀県財務規則等の関係法令の規定に基づき委託契約を締結します。

見積書の提出依頼及び契約等については、高串、呼子、名護屋、唐房漁港については唐津農林事務所、福所江漁港については佐賀中部農林事務所が行います。